○電気通信事業法関係審査基準

平成１３年１月６日
総務省訓令第７５号
一部改正　平成１３年３月３０日
総務省訓令第１３９号
一部改正　平成１３年１１月２９日
総務省訓令第２３６号
一部改正　平成１４年４月３０日
総務省訓令第６６号
一部改正　平成１４年６月２７日
総務省訓令第８０号
一部改正　平成１６年１月２６日
総務省訓令第６号
一部改正　平成１６年４月１日
総務省訓令第３１号
一部改正　平成１８年９月２０日
総務省訓令第３９号
一部改正　平成１９年１月２６日
総務省訓令第１号
一部改正　平成１９年１１月２１日
総務省訓令第５９号
一部改正　平成２０年４月２８日
総務省訓令第３６号
一部改正　平成２４年７月１２日
総務省訓令第２４号
一部改正　平成２４年１２月１２日
総務省訓令第３４号
一部改正　平成２８年２月１８日
総務省訓令第１１号
一部改正　平成２８年４月１日
総務省訓令第１３号
一部改正　平成２８年４月２７日
総務省訓令第４１号
一部改正　平成２８年４月２８日
総務省訓令第４２号
一部改正　平成２８年１２月９日
総務省訓令第５５号
一部改正　平成２９年１２月４日
総務省訓令第５２号
一部改正　令和元年５月１７日
総務省訓令第２６号

一部改正　令和元年１２月２５日
総務省訓令第２７号
一部改正　令和２年７月４日
総務省訓令第２９号
一部改正　令和４年１月６日
総務省訓令第１号
一部改正　令和４年１２月２２日
総務省訓令第４９号
一部改正　令和５年１１月２日
総務省訓令第４５号
一部改正　令和６年３月７日
総務省訓令第３号
一部改正　令和６年１１月２０日
総務省訓令第４４号
一部改正　令和７年３月２６日
総務省訓令第１０号
一部改正　令和８年３月２５日
総務省訓令第１３号
一部改正　令和８年５月２１日
総務省訓令第２６号

総　務　大　臣

電気通信事業法関係審査基準

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　電気通信事業の登録（第３条－第５条）
第２章の２　電気通信事業の登録の更新（第５条の２－第５条の４）
第３章　変更登録（第６条）
第３章の２　電子委任状の普及の促進に関する法律による電気通信事業法の特例（第６条の２）
第４章　電気通信事業の認定及び変更の認定（第７条－第８条の２）
第５章　相続に係る認定電気通信事業の承継の認可（第９条）
第６章　法人の合併及び分割に係る認定電気通信事業の承継の認可（第１０条）
第７章　事業の全部の譲渡しに係る認定電気通信事業の承継の認可（第１１条）
第７章の２　確認措置に係る電気通信役務の認定（第１１条の２）
第８章　電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第６条第５項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第２条の規定による改正前の法第３１条第１項の規定による料金の認可（第１２条・第１２条の２）
第８章の２　法附則第５条第１項の規定によりなお効力を有するものとされる契約約

款の認可（第１３条・第１３条の２）
第９章　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可（第１４条・第１５条）
第１０章　削除（第１６条・第１７条）
第１１章　外国政府等との協定等の締結、変更等の認可（第１８条・第１９条）
第１２章　電気通信番号使用計画の認定等（第２０条－第２０条の５）
第１３章　主任技術者規則第３条の２第１項第１号イからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める基準（第２１条）
第１４章　電気通信主任技術者及び工事担任者の養成課程の授業時間（第２２条・第２３条）
第１５章　第一種適格電気通信事業者の指定（第２４条）
第１６章　第二種適格電気通信事業者の指定（第２５条）
第１７章　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可（第２６条）
第１８章　基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可（第２７条）
第１９章　鉄塔等提供事業の認定及び変更の認定（第２８条－第３０条）
第２０章　相続に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可（第３１条）
第２１章　法人の合併及び分割に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可（第３２条）
第２２章　事業の全部の譲渡しに係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可（第３３条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、電気通信事業法に基づく登録、認定、認可、指定等に係る審査基準を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　法　電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）をいう。

⑵　施行規則　電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）をいう。

⑶　主任技術者規則　電気通信主任技術者規則（昭和６０年郵政省令第２７号）をいう。

⑷　番号規則　電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）をいう。

⑸　番号計画　電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）をいう。

⑹　算定規則　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成１４年総務省令第６４号）をいう。

⑺　報告規則　電気通信事業報告規則（昭和６３年郵政省令第４６号）をいう。

第２章　電気通信事業の登録

（趣旨）

第３条　法第９条の規定により電気通信事業の登録を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（登録の基本方針）

第４条　登録申請の審査に当たっては、電気通信市場における公正な競争が一層促進される等、電気通信の健全な発達に資するものであることを基本的な観点として対応する。

（審査基準）

第５条　登録は、法第１０条第１項の申請書及び同条第２項の添付書類に記載された事項について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。

⑴　申請者が次のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等電気通信の健全な発達のために適切であること。

ア　電柱その他の設備であって、他の電気通信事業者が事業展開を図る上で事実上不可欠な設備を保有している者

イ　他分野において独占的な地位を有する者

ウ　電波法（昭和２５年法律第１３１号）第２７条の１４第１項の認定を受けた者であって、当該認定に係る開設計画（同項に規定する開設計画をいう。）において他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有する者

⑵　前号に掲げるもののほか、その事業の開始が、利用者の利益の確保に反しない等法の目的に照らし、電気通信の健全な発達のために適切であること。

第２章の２　電気通信事業の登録の更新

（趣旨）

第５条の２　法第１２条の２の規定により電気通信事業の登録の更新を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第５条の３　登録の更新は、法第１２条の２第２項において準用する法第１０条第１項の申請書及び同条第２項の添付書類に記載された事項について審査し、次の各号に適合していると認められるときに行う。

⑴　申請者がその電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しているものとして、次のいずれにも該当すること。

ア　事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、事業収支見積りが合理的に作成されていること。

イ　事業に要する資金の調達方法が合理的であること。

ウ　事業に要する資金に充てる借入金の返済計画が合理的に作成されていること。

⑵　申請者がその電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備（法第３３条第２項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあっては、法第３１条第６項に規定する体制の整備を含む。）が行われているものとして、法令

等の遵守に関する方針及び手続を含む、電気通信役務の安定的な提供を確実に行うための社内規則等が定められていること。

⑶　前号に掲げるもののほか、その事業が、利用者の利益の確保に反しない等法の目的に照らし、電気通信の健全な発達のために適切であり、次のいずれにも該当すること。

ア　電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いその他これらの業務に関し不当な運営を行わないことを確保するための措置が明確に定められていること。

イ　登録の更新を必要とする事由が、特定電気通信設備を設置する電気通信事業者の数の減少を伴うもの又は申請者の特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。）が、申請者の特定関係法人となるものである場合には、当該事由により、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による競争を阻害するおそれがないこと。

（緊密な者）

第５条の４　施行規則第４条の２の２第３号に規定する会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者（以下「緊密な者」という。）（当該会社等の子会社等を除く。）は、次に掲げる者とする。

⑴　当該会社等の関連会社等（電気通信事業法施行令（昭和６０年政令第７５号）第１条第２項に規定する関連会社等をいう。）

⑵　当該会社等の役員が議決権の過半数を保有している他の会社等

⑶　当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、当該会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている当該他の会社等

⑷　当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、当該会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表権のある役員として派遣されており、かつ、その取締役会その他これに準ずる機関の構成員の１００分の３０以上を占めている当該他の会社等

⑸　当該会社等が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものをいう。）の総額の過半について融資（債務保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている他の会社等

⑹　当該会社等が技術援助契約等を締結しており、当該技術援助契約等の終了により事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる他の会社等

⑺　当該会社等との間の財務上又は営業上若しくは事業上の契約に関し、その事業活動の相当部分を当該契約に依存していることにより、当該会社等から財務上又は営業上若しくは事業上重要な影響を受けることとなる他の会社等

⑻　その他当該会社等との関係に至った経緯、当該会社等との関係の内容、過去の議決権の行使の状況、当該会社等の商号との類似性等を踏まえ、当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる他の会社等

第３章　変更登録

（審査基準）

第６条　法第１３条第１項の変更登録の審査は、第２章の規定に準じて行うものとする。

第３章の２　電子委任状の普及の促進に関する法律による電気通信事業法の特例

（審査基準）

第６条の２　電子委任状の普及の促進に関する法律（平成２９年法律第６４号）第５条第１項の認定の審査（同条第４項第４号に係るものに限る。）又は同法第８条第１項の変更の認定の審査（同条第２項において準用する同法第５条第４項第４号に係るものに限る。）は、第２章の規定に準じて行うものとする。

第４章　電気通信事業の認定及び変更の認定

（趣旨）

第７条　法第１１７条の規定により電気通信事業者の認定を行い、又は法第１２２条の規定により変更の認定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（認定の審査基準）

第８条　認定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　法第１１９条第１号関係

ア　事業に要する資金の調達方法が合理的であること。

イ　事業に要する資金に充てる借入金の返済計画が合理的に作成されていること。

ウ　主任技術者規則第３条の規定による必要な電気通信主任技術者の選任等が事業の開始までに見込まれること。

⑵　法第１１９条第２号関係

ア　事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、事業収支見積りが合理的に作成されていること。

イ　事業開始予定日が合理的に設定されていることなど電気通信設備の設置の計画が妥当なものであること。

⑶　法第１１９条第３号関係

認定の申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる法第９条の登録若しくは法第１３条第１項の変更登録を受け、又は法第１６条第１項、第４項（同条第６項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第５項の届出をしていること。

（変更の認定の審査基準）

第８条の２　法第１２２条第１項の変更の認定の審査は、前条の規定に準じて行うものとする。

第５章　相続に係る認定電気通信事業の承継の認可

（審査基準）
第９条　法第１２３条第２項の認可の審査は、第４章の規定に準じて行うものとする。

第６章　法人の合併及び分割に係る認定電気通信事業の承継の認可

（審査基準）
第１０条　法第１２３条第３項の認可の審査は、第４章の規定に準じて行うものとする。

第７章　事業の全部の譲渡しに係る認定電気通信事業の承継の認可

（審査基準）
第１１条　法第１２３条第４項の認可の審査は、第４章の規定に準じて行うものとする。

第７章の２　確認措置に係る電気通信役務の認定

第１１条の２　施行規則第２２条の２の７第１項第５号の規定による確認措置に係る認定は、同条第２項の申請書及び添付書類に記載された事項について審査し、次の要件に適合していると認める場合に行う。

⑴　利用場所状況に関する確認の方法が、次の要件を満たすこと。

ア　申請者と認定対象役務契約（当該認定を受けようとする電気通信役務（以下この条において「認定対象役務」という。）の提供に関する契約をいう。以下この条において同じ。）を締結した利用者が、認定対象役務の提供が開始された日（契約書面を受領した日（記載事項等が情報通信の技術を利用する方法（施行規則第２２条の２の５第１項の方法をいう。以下この条において同じ。）により提供された場合にあっては、その提供を受けた日）が認定対象役務の提供が開始された日より遅いときは、当該契約書面を受領した日。以下この条において「開始日」という。）を起算日とする八日以上の期間において、当該認定対象役務契約に基づき、当該認定対象役務の提供を受けることにより、当該利用者の住所地等において提供を受ける認定対象役務の品質（当該認定対象役務の提供に用いられる基地局が送受信する電波の伝搬に関する状況により影響を受けるものに限る。）に関する状況の確認をすることができること。

イ　アによる利用者の確認の結果、当該期間を経過するまでの間に当該利用者が当該申請者又はその媒介等業務受託者（以下この条において「提供電気通信事業者等」と総称する。）にアの品質に関する状況が不十分である旨を申し出た場合にあっては、提供電気通信事業者等は適切な対応を行うこと。

⑵　利用場所状況に関する確認に伴う認定対象役務契約の解除の方法が、次の要件を満たすこと。

⑴アの品質が当該利用者にとって不十分であることが⑴イの対応の実施により明らかとなり、かつ、当該利用者が認定対象役務契約の解除を含む関連契約の解除を求めたときは、提供電気通信事業者等は当該関連契約の解除に応じること。

⑶　遵守状況に関する確認の方法が、次の要件を満たすこと。

ア　申請者と認定対象役務契約を締結した利用者が、開始日を起算日とする八日以上の期間において、遵守状況の確認をすることができること。

イ　アによる利用者の確認の結果、アの期間を経過するまでの間に当該利用者が提供電気通信事業者等に遵守状況が不十分である旨を申し出た場合は、当該提供電気通信事業者等は適切な対応（遵守状況の適切な検証等を含む。）を行うこと。

(4)　遵守状況に関する確認に伴う認定対象役務契約の解除の方法が、次の要件を満たすこと。

(3)アの遵守状況が、施行規則第２２条の２の７第１項第５号ハの申請者が定める基準（以下この条において「適合基準」という。）に適合しないことが(3)イの対応の実施により明らかとなり、かつ、当該利用者が認定対象役務契約を含む関連契約の解除を求めたときは、提供電気通信事業者等は当該関連契約の解除に応じること。

(5)　(1)から(4)までの要件を満たす方法（適合基準を含む。）に関する手順が明確に定められていることその他の当該方法が円滑に実施されるための体制が整備されていること。

(6)　(2)及び(4)による契約の解除に伴い当該解除をした者が支払うべき額の合理的な算定方法が適正かつ明確に定められていること。

(7)　提供条件概要説明により、次の事項を説明すること。

ア　確認措置により、その利用者に係る利用場所状況又は遵守状況に関する当該利用者からの申出を受けて関連契約の解除が可能な場合がある旨

イ　利用場所状況又は遵守状況が不十分と認める場合の申出の方法及び申し出ることのできる期間

ウ　確認措置に関する内容が契約書面に記載され、又は情報通信の技術を利用する方法により提供される旨

(8)　契約の解除の条件その他(1)から(4)までの要件を満たす方法の内容、関連契約その他の解除される契約の範囲（以下「関連契約等」という。）、(2)又は(4)による認定対象役務契約の解除に当たっては、当該関連契約等の解除することができる旨、(6)の額の算定方法その他利用者が確認措置を利用するために明らかにしておくことが必要と考えられる事項が契約書面に記載され、又は記載事項の一部として情報通信の技術を利用する方法により提供されることが明確に定められていること。

(9)　認定対象役務契約の締結又はその媒介等をしようとする際に特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第２条第１項に規定する訪問販売又は同条第３項に規定する電話勧誘販売が行われないこと。

(10)　確認措置を講じることが利用者の利益の保護のために適切となること。

第８章　電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第６条第５項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第２条の規定による改正前の法第３１条第１項の規定による料金の認可

（趣旨）

第１２条　電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成１０年法律第５８号）附則第６条第５項の規定によりなお効力を有するとされる同法第２条の規定による改正前の法（以下「平成１０年改正前の法」という。）第３１条第

１項の規定により料金について認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第１２条の２　認可は次の各号に適合していると認める場合に行う。

⑴　料金及びその額の算定方法が、電気通信料金算定要領（別紙１）に照らし、妥当なものであること。

⑵　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第８章の２　法附則第５条第１項の規定によりなお効力を有するものとされる契約約款の認可

（趣旨）

第１３条　法附則第５条第１項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成１５年法律第１２５号）第２条の規定による改正前の法（以下「平成１５年改正前の法」という。）第３１条の４の規定により契約約款の認可又は変更の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第１３条の２　認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　平成１５年改正前の法第３１条の４第２項第１号関係

第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

⑵　平成１５年改正前の法第３１条の４第２項第２号関係

電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

⑶　平成１５年改正前の法第３１条の４第２項第３号関係

特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

⑷　平成１５年改正前の法第３１条の４第２項第４号関係

法第８条第１項及び施行規則第５５条に定める重要通信が優先的に取り扱われること並びに施行規則第５６条に定める機関等が重要通信を行うため他の通信の接続が制限又は停止されることが定められていること。

⑸　平成１５年改正前の法第３１条の４第２項第５号関係

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものでないこと。

第９章　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

（趣旨）

第１４条　法第３３条第２項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第３３条第１０項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第１５条　認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、⑴ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

⑴　法第３３条第４項第１号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、他の電気通信事業者との間で施行規則第２３条の４第２項第１０号の４に規定する合意に係るものを定める場合又は特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。

ア　施行規則第２３条の４第１項で定める箇所における技術的条件

イ　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成１２年郵政省令第６４号）第４条で定める機能ごとの接続料

ウ　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ　電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ　施行規則第２３条の４第２項で定める事項

⑵　法第３３条第４項第２号関係

接続料が第一種指定電気通信設備接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。

⑶　法第３３条第４項第３号関係

接続の条件が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利でないこと。

⑷　法第３３条第４項第４号関係

特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第１０章　削除

第１６条・第１７条　削除

第１１章　外国政府等との協定等の締結、変更等の認可

（趣旨）

第１８条　法第４０条の規定により外国政府又は外国人若しくは外国法人（次条において「外国政府等」という。）との間の電気通信業務に関する協定又は契約（次条において「協定等」という。）の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第１９条　認可は、次の各号に掲げる協定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に適合していると認められる場合に行う。

⑴　国際電話等（報告規則第１条第２項第２０号に規定するものをいう。）、衛星移動通信サービス（報告規則第１条第２項第５号に規定するものをいう。）又は携帯電話における国際ローミングサービス（施行規則第２７条第１号ハに規定するものをいう。）の提供に関する提携を内容とする協定等　次に掲げる事項

ア　外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。

イ　当事者が取得し、又は負担すべき金額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

ウ　当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

エ　当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

オ　通信の安全性及び信頼性が確保されていること。

カ　条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していること。

キ　その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害する

⑵　本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定等　次に掲げる事項

ア　外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。

イ　当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

ウ　当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

エ　通信の安全性及び信頼性が確保されていること。

オ　条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していること。

カ　その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。

第１２章　電気通信番号使用計画の認定等

（趣旨）

第２０条　法第５０条の４の規定により法第５０条の２第１項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第５０条の６第２項において準用する法第５０条の４の規定により法第５０条の６第１項の変更の認定を行い、又は法第５０条の１２の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第２０条の２　電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第１６５条第１項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第９条の登

録又は法第１６条第１項若しくは第１６５条第１項の規定による届出が行われた後に行うものとする。

⑴　法第５０条の４第１号イ関係

ア　電気通信番号使用計画の記載内容が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項に適合するものであること。

イ　電気通信番号使用計画の記載内容が、電気通信番号使用計画に従って自ら又は他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を番号計画に照らして適切に使用するものであること。

ウ　電気通信番号の指定を受けようとする場合は、その電気通信番号が、番号計画に定める電気通信番号の構成に合致するものであること。

エ　電気通信役務の内容及び電気通信設備の構成が、番号計画に定める電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と照らして適切なものであること。

オ　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する条件を満たす（電気通信役務の提供の開始前である場合は、その開始までに満たすことの蓋然性が高い）ものであること。

カ　利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合であって番号ポータビリティを行うときは、電気通信番号の管理方法が、自ら付番した利用者及び他の電気通信事業者が付番した利用者における番号ポータビリティを適切に行うことができるものであること。

⑵　法第５０条の４第１号ロ関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。

⑶　番号規則第６条第１項第１号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア　指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供のために必要なものであり、当該電気通信役務の提供に関する具体的な計画を有すること。

イ　電気通信役務の提供を開始していない場合には、その開始の日が、利用者設備識別番号の指定を受けようとする時期及び電気通信役務の提供に必要となる電気通信設備の準備状況からみて合理的に設定されたものであること。

ウ　指定を受けようとする利用者設備識別番号の数が、電気通信番号指定基準（別紙２）に照らして、適正かつ明確に算出された需要の見込みに基づくものであり、合理的なものであること。

エ　卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務の提供をする電気通信事業者がＩＭＳＩの指定を受けようとする場合には、当該卸電気通信役務の提供を受けるに当たり当該卸電気通信役務の卸元電気通信事業者が使用するＩＭＳＩを使用し、電気通信役務の提供をするに当たり当該ＩＭＳＩを使用させる方法によることができない合理的な理由があること。

⑷　番号規則第６条第１項第２号関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア　指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号の数が、相当程度の需要の見

込みに基づくものであること。

イ　固定電話番号の指定を受けようとする番号区画において、電気通信役務の提供の計画が確実に行われるものであること。

⑸　番号規則第６条第１項第３号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア　付番に関する方針が、利用者に対し公平に付番を行うものであること。

イ　付番に関する方針が、利用者設備識別番号のサブブロック利用（番号を細分し、その細分ごとに順次利用すること）により未使用となる番号の連続化を図るものその他の効率的な使用を図るものであること。

ウ　利用者設備識別番号の除去に関する方針が、利用者設備識別番号の再利用に努めるもの、解約保留期間を利用者の利便を踏まえて適切に設定するものその他の利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

エ　付番及び利用者設備識別番号の除去に関する方針が、電気通信番号の管理方法に照らして適切に実施できるものであること。

⑹　番号規則第６条第１項第４号関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。）

ア　電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を行う者及び卸電気通信役務の提供を受ける者が適切に連携するものであり、電気通信番号の指定を受けた者の責任において当該連携を有効とするものであること。

イ　利用者設備識別番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合は、電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を受ける一の者ごとに紐付けられること等により当該者が使用していないにもかかわらず当該者以外の電気通信事業者が使用できない利用者設備識別番号を可能な限り生じさせないようにするなど、利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

⑺　法第５０条の４第２号イ関係（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用する場合に限る。）

次に掲げる事項を総合的に勘案して、利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれるものであること。

ア　事業計画書に記載された事業に要する資金の調達方法及び当該資金に充てる借入金の返済計画が合理的であること。

イ　事業計画書に記載された事業開始以降５年間の収支見込みの算出が適正かつ明確であり、当該収支見込みが合理的であること。

ウ　法第５０条の７第２号に掲げる要件を満たすこと。

⑻　法第５０条の４第２号ロ関係（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用する場合に限る。）

申請者が番号規則第６条第３項各号に掲げる要件に該当しないこと。

（認定の条件）

第２０条の３　電気通信番号使用計画の認定に当たり、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を、認定の条件として付すものとする。なお、その他の条件を付すことを妨げるものではない。

⑴　前条⑴オにおいて、電気通信番号の使用に関する条件を満たすことの蓋然性が

高いものであることをもって適合するとした場合　電気通信役務の提供の開始前までに、当該条件を満たす旨。

⑵　前条⑴オにおいて、電気通信番号の使用に関する条件について総務大臣が特に認める事項がある場合　当該事項を適用して認定した旨及び当該事項を適用することなく電気通信番号の使用に関する条件を満たすよう努めなければならない旨。

⑶　特定の電気通信番号の使用について、始期又は終期を設定する必要がある場合　当該電気通信番号について、特定の日前まで又は当該日以降の使用に限る旨。

（変更の認定）

第２０条の４　電気通信番号使用計画の変更の認定は、前２条の規定に準じて行うものとする。

（電気通信番号の指定）

第２０条の５　電気通信番号の指定は、認定又は変更の認定を受けた電気通信番号使用計画の範囲内において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとし、かつ、利用者設備識別番号の指定にあっては、電気通信番号指定基準（別紙２）に従うものとする。

⑴　効率的な番号の使用となること。

⑵　同一の電気通信事業者が指定を受ける電気通信番号が、可能な限り連続した番号となること。

⑶　将来的な電気通信番号の構成の変更を可能な限り考慮したものであること。

第１３章　主任技術者規則第３条の２第１項第１号イからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有する者と認める基準

（主任技術者規則第３条の２第１項第１号イからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有する者と認める基準）

第２１条　主任技術者規則第３条の２第１項第１号二で定める総務大臣が同項第１号イからハまでに掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有する者と認める者は、次の各号のいずれにも該当する者（当該各号における試験科目の内容が特定のシステムに特化している資格のみを保有している者を除く。）とする。

⑴　主任技術者規則第３条の２第１項第１号イ又はロに規定する電気通信工学に関する学科を修めた者と同等以上の能力を有する者に相当するものとして、その試験科目にネットワーク技術の内容が含まれている資格を保有している者

⑵　事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に従事した経験を有する者と同等以上の能力を有する者に相当するものとして、その試験科目にネットワーク又はネットワークシステムに係る運用又は保守の内容が含まれている資格を保有している者

第１４章　電気通信主任技術者及び工事担任者の養成課程の授業時間

（電気通信主任技術者の養成課程における授業時間）

第２２条　電気通信主任技術者の養成課程の認定に当たっては、主任技術者規則別表第１０号に掲げる授業科目及び授業時間にかかわらず、主任技術者規則第２７条第６号の規定により、次の各号に該当する者のみを対象に実施する場合に限り、当該各号に定める科目の授業時間の全部を減ずるものとする。

⑴　主任技術者規則第１１条の規定により一部の試験科目の試験を免除される者　同条の規定により試験を免除される科目

⑵　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成１６年総務省令第４４号）附則第４条第１項に規定する旧二種資格者　同条第７項及び第８項の規定により試験を免除される科目

（工事担任者の養成課程における授業時間）

第２３条　工事担任者の養成課程の認定に当たっては、工事担任者規則（昭和６０年郵政省令第２８号）別表第８号に掲げる授業科目及び授業時間にかかわらず、同令第２５条第５号の規定により、次の各号に該当する者のみを対象に実施する場合に限り、当該各号に定める科目の授業時間の全部を減ずるものとする。

⑴　工事担任者規則第９条の規定により一部の試験科目の試験を免除される者　同条の規定により試験を免除される科目

⑵　工事担任者規則の一部を改正する省令（平成１７年総務省令第７８号）附則第２条第４項の規定により一部の試験科目の試験を免除される者　同項の規定により試験を免除される科目

第１５章　第一種適格電気通信事業者の指定

第２４条　法第１０８条第１項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　法第１０８条第１項第１号の規定による公表が行われていること。

⑵　法第１０８条第１項第２号に該当する場合には次のア及びイに適合していること。

ア　施行規則第４０条の４の３第１項に基づき接続約款が定められていること。

イ　アで定められた接続約款が、施行規則第４０条の４の３第２項に基づき公表されていること。

⑶　法第１０８条第１項第３号の規定による基準に適合していること。

第１６章　第二種適格電気通信事業者の指定

第２５条　法第１１０条の３第１項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　法第１１０条の３第１項第１号の規定による公表が行われていること。

⑵　施行規則第４０条の４の５第１項の申請書及び同項各号に掲げる書類に記載された事項が適正かつ明確であること。

⑶　法第１１０条の３第１項第２号に掲げる基準に適合していること。

第１７章　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可

第２６条　法第１０９条第１項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　交付金の額が算定規則第５条の規定に照らし、妥当なものであること。

⑵　交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

第１８章　基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可

第２７条　法第１１０条第２項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　負担金の額が算定規則第２７条の規定に照らし、妥当なものであること。

⑵　負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。

⑶　前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

第１９章　鉄塔等提供事業の認定及び変更の認定

（趣旨）

第２８条　法第１４３条の２の規定により鉄塔等提供事業の認定を行い、又は法第１４３条の６の規定により変更の認定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（認定の審査基準）

第２９条　認定は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

⑴　法第１４３条の４第１号関係

ア　事業に要する資金の調達方法が合理的であること。

イ　事業に要する資金に充てる借入金の返済計画が合理的に作成されていること。

ウ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用を適切に実施するための体制が確保されていること。

⑵　法第１４３条の４第２号関係

ア　事業収支見積りの算出が適正かつ明確であり、事業収支見積りが合理的に作成されていること。

イ　事業開始予定日が合理的に設定されていることなど、鉄塔等の設置の計画が妥当なものであること。

⑶　法第１４３条の４第３号関係

認定の申請に係る法第１４３条の２第３項第５号に規定する相手方が回線設置電気通信事業を営むために必要とされる法第９条の登録若しくは法第１３条第１項の変更登録

を受け、又は法第１６条第１項、第４項（同条第６項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第５項の届出をしていること。

⑷　法第１４３条の４第４号関係

ア　鉄塔等提供業務規程（以下「業務規程」という。）において、鉄塔等提供業務の実施体制及び実施方法に係る内容が明確に定められており、その内容が鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること。

イ　業務規程において、鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件に係る内容が適正かつ明確に定められていること。

（変更の認定の審査基準）

第３０条　法第１４３条の６第１項の変更の認定の審査は、前条の規定に準じて行うものとする。

第２０章　相続に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可

（審査基準）

第３１条　法第１４３条の７第２項の認可の審査は、前章の規定に準じて行うものとする。

第２１章　法人の合併及び分割に係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可

（審査基準）

第３２条　法第１４３条の７第３項の認可の審査は、第１９章の規定に準じて行うものとする。

第２２章　事業の全部の譲渡しに係る認定鉄塔等提供事業の承継の認可

（審査基準）

第３３条　法第１４３条の７第４項の認可の審査は、第１９章の規定に準じて行うものとする。

附　則

この訓令は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１３年１１月３０日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１４年５月１日から施行する。

附　則

この訓令は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１６年１月２６日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１８年９月２０日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１９年１月２６日から施行する。

附　則

この訓令は、平成１９年１１月２１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２０年４月２８日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２４年７月１２日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２４年１２月１２日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２８年５月２１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２８年４月２７日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２８年５月２１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和元年５月２２日から施行する。

附　則

この訓令は、令和元年１２月２５日から施行する。

附　則

この訓令は、令和２年７月４日から施行する。

附　則

この訓令は、令和４年１月６日から施行する。

附　則

この訓令は、令和４年１２月２２日から施行する。

附　則

この訓令は、令和５年１１月２日から施行する。

附　則

この訓令は、令和６年１１月２０日から施行する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）の施行の日から施行する。

附　則

この訓令は、令和８年５月２７日から施行する。

別紙１

電気通信料金算定要領

本算定要領は、平成１０年改正前の法第３１条第１項の規定の適用を受ける料金（以下「料金」という。）の算定に適用する。

１　基本原則

(1)　料金は、能率的な経営の下における適正な原価に、適正な報酬を加えた総括原価を基礎として算定するものとする。

(2)　料金は、その額の算出方法が適正かつ明確に定められていなければならない。

(3)　料金は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。

２　総括原価

(1)　総括原価は、営業費、減価償却費及び諸税を合計した原価に真実かつ有効な電気通信事業用資産の価値（レートベース）に報酬率を乗じて算定された適正な報酬を加えて算定する。

(2)　総括原価の算定に当たっては、実績及び合理的な将来の予測に基づく適正な需要見込み、設備計画等を前提に行うものとする。

３　総括原価算定の単位

総括原価は、そのサービスの提供に要する電気通信設備（網、交換機等）の態様、利用実態、役務の性格からみて独立性が認められるサービス単位（以下「サービス単位」という。）で算定するものとする。

なお、当該サービス単位の料金収入見込額は、原則として総括原価に一致するものとする。

４　料金原価計算期間

料金原価計算期間は、既存サービスの場合は将来の３年間とし、新規サービス及び既存サービスであっても当該事業者が初めて提供を開始するサービスの場合は将来の５年間を原則とする。

５　営業費

(1)　営業費は、営業運用費、保守費、管理共通費、試験研究費、通信設備使用料及びその他の費用の合計額から控除項目の額を差し引いた額とする。

(2)　各項目は次により算定された額とし、その費用の内容は、次のとおりのものとする。

なお、「　」の費用は、電気通信事業会計規則（昭和６０年郵政省令第２６号）に定める勘定科目及び財務諸表に定める区分に対応するものとする。

ア　営業運用費

営業運用費は、「営業費」及び「運用費」の合計額とする。

イ　保守費

保守費は、「施設保全費」及び「固定資産除却費」の合計額とする。

ウ　管理共通費

管理共通費は、「管理費」及び「共通費」の合計額とする。

エ　試験研究費

試験研究費は、「試験研究費」及び「試験研究費償却」の合計額とする。

オ　通信設備使用料

通信設備使用料は、「通信設備使用料」のほか、上記ア～エから控除した「衛星支払費」、「回線使用料」及び「借料損料」のうちの通信設備のリース料の合計額とする。

カ　その他の費用

その他の費用は、「社債発行費償却」、「新株発行費償却」、「開発費償却」、「創立費償却」及び「開業費償却」の合計額とする。

キ　控除項目

控除項目は、電気通信事業営業収益のうちの「雑収益」（電話帳広告収入、電柱共架料等）及び営業外収益中の「雑収入」の合計額とする。

(3)　各項目の算定に当たっては、別に税法の定めがある場合においても、当該事業者の会計処理の実態により行うものとする。

なお、上記ア～エの各項目は、それぞれ、役員報酬、職員給与、職員賞与、雑給、法定福利費、退職給与金、材料・部品費、消耗品費、借料損料、保険料、光熱水道費、修繕費、旅費交通費、通信運搬費、広告宣伝費、交際費、厚生費、作業委託費、雑費の費用からなるものとする。

(4)　共通的な費用の配賦に当たっては、電気通信事業会計規則における二以上の役務に関連する費用の配賦基準に準拠した合理的な基準に基づいて行うものとする。

なお、減価償却費及び諸税についても同様とする。

６　減価償却費

(1)　減価償却の対象資産は、実際に事業の用に供される電気通信事業固定資産とし、事業の用に全く供されていない休廃止設備は除くものとする。

(2)　減価償却費の算定に当たっては、対象固定資産の取得価額を対象として算定し、償却方法は電気通信事業会計規則の定めるところにより、当該事業者の会計上の処理に対応させるものとする。ただし、新たに第一種電気通信事業者となった事業者が、最初に提供を開始するサービス単位及びその後に提供を開始する大規模なサービス単位については、会計処理上は定率法を採りつつも、料金算定上は定額法を採用することも認めるものとする。

(3)　耐用年数は、原則として税法の定めるところによる。

７　諸税

(1)　法人税、市町村民税、事業税、都道府県民税等の利益対応税は、事業報酬の利益部分（自己資本に対応する報酬）を税引後利益とみなして、それぞれ税法の定めるところに従い適正な値を算定する。

(2)　固定資産税その他については、それぞれ税法の定めるところにより、また、道路占用料等の公課については、道路法等の定めに従い適正な値を算定する。

８　報酬

報酬は、当該電気通信事業全体の真実かつ有効な資産の価値（レートベース）を一定の合理的な基準により各サービス単位に分配し、このサービス単位のレートベースに電気通信事業全体に対し設定された報酬率の幅の範囲内から選択した一定率を乗じて算定する。

(1)　事業全体の事業資産（レートベース）及び報酬率の幅

ア　レートベース

レートベースは、電気通信事業固定資産、繰延資産、運転資本及び投資等の合計額とする。具体的な内訳は、次のとおりである。

(ｱ) 電気通信事業固定資産

電気通信事業固定資産は、原価計算期間中にサービスの提供のために供される電気通信事業固定資産の正味資産とする。

(ｲ) 繰延資産

繰延資産は、原価計算期間中の繰延勘定の有高とする。ただし、社債発行差金は除く。

(ｳ) 運転資本

当該サービスの提供から料金の収納までの期間等を勘案して定める一定期間分の営業費及びサービスの継続的運営に必要な貯蔵品の適正保有量とする。

(ｴ) 投資等

投資等のうち、サービスの安定的供給のため不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものとする。

イ 報酬率の幅

報酬率の幅は、次の式により算定するものとする。

$$\text{報酬率} = (\text{他人資本コスト}) \times (\text{他人資本比率}) + \left[\begin{array}{l} (\text{自己資本コストの上限}) \\ (\text{自己資本コストの下限}) \end{array} \right] \times (\text{自己資本比率})$$

式の各要素は次のとおりとする。

(ｱ) 資本構成比

資本構成比は、当該事業者の過去数年間の実績を基礎に、将来の資金調達計画等を加味して定めるものとする。

(ｲ) 他人資本コスト

他人資本コストは、当該事業者の社債利子率及びその他の借入金の利子率を含めた各種負債の平均利子率の過去数年間における実績を基礎に、将来の資金調達計画等を加味して定めるものとする。

(ｳ) 自己資本コスト

自己資本コストの上限は、他産業における主要企業（例えば、資本金一定額以上の上場企業）の過去数年間の平均自己資本利益率を基礎として定めるものとし、下限は零とすることとする。

(2) サービス単位の報酬の算定

ア レートベースの配賦方法

事業全体のレートベースを資産に応じて次により当該サービス単位に配分するものとする。

(ｱ) 電気通信事業固定資産

当該サービス単位に固有であることが明らかなものについては、当該サービス単位に、その他の共通的なものについては、５(4)の共通的費用の配賦基準により行うものとする。

(ｲ)　繰延資産、運転資本、投資等

当該サービス単位の固定資産額比等に基づいて行うものとする。

イ　各サービス単位の報酬は、上記アにより算定したサービス単位のレートベースに、事業全体の報酬率の幅の中から選択した一定の報酬率を乗じることにより算定する。

９　総括原価の算定方法

総括原価の算定方法は、会計決算値から求めた実績原価を基に将来原価を予測して算定する方式（料金算定方式Ａ）及びサービス提供に必要な電気通信設備の固定資産等の額（創設費）を基に将来原価を予測し算定する方式（料金算定方式Ｂ）の二種類とし、料金算定方式Ａはネットワーク利用料としての通信サービスの料金に、料金算定方式Ｂは端末機器の使用料、付加機能の使用料、個別ユーザーとの相対契約の中で定められる設備使用料等にそれぞれ適用することとする。

なお、ネットワーク利用料であっても、その規模が小さいため、この方式によると誤差が大きくなり、正確な原価の把握が困難になると認められるものについては、料金算定方式Ｂを適用することとする。

１０　料金体系への展開

(1)　総括原価算定の対象となるサービス単位内の料金体系は、コストを基礎として、利用者の負担能力、サービスの効用、設備の有効利用、公正競争条件の確保等を勘案し、社会的、経済的にみて合理的なものとなるように定めるものとする。

(2)　選択料金については、通常料金を利用する者の負担増をもたらさないように定めるものとする。

(3)　なお、決定された料金体系をもって算定した料金収入見込額は、総括原価と一致するものでなければならない。

別紙２

電気通信番号指定基準

本指定基準は、利用者設備識別番号の指定（当該指定を行うこととなる電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定を含む。）に適用する。

１　基本原則

指定を行う利用者設備識別番号の数（電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定にあっては、指定を受けようとする利用者設備識別番号の数）は、指定単位数の自然数倍とし、需要の見込み数を超えないこと。

ただし、需要の見込み数に、指定単位数に満たない端数があるときは、これを切り上げることができる。

２　指定単位数

１における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

⑴　付加的役務電話番号（プレフィックスを除き８００から始まる電気通信番号を除く。）　１０００

⑵　固定電話番号、付加的役務電話番号（プレフィックスを除き８００から始まる電気通信番号に限る。）、特定ＩＰ電話番号又はＦＭＣ電話番号　１万

⑶　データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号又は無線呼出番号　１０万

⑷　特定接続電話番号　特定接続電話番号として使用するプレフィックスを除いた桁数から５を減じた数を指数とする１０のべき乗

⑸　ＩＭＳＩ（４４１$N_1N_2N_3$から始まるものを除く。）　１００億

ＩＭＳＩ（４４１$N_1N_2N_3$から始まるものに限る。）　１０億

３　需要の見込み数

１における需要の見込み数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

ただし、電気通信役務の提供の開始前である場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要がある場合その他この基準によることが困難と認める場合は、この限りでない。

⑴　固定電話番号

需要の見込み数は、番号区画ごとに、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数）＋（解約保留番号数））×（変動率）

注１　使用番号数は、指定を受けた固定電話番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、次の式により求める数とする。

（使用番号数の直近１２か月間における増加数）÷（１２か月）×（申請月を含む翌年度末までの月数）

３　解約保留番号数は、次の式により求める数とする。

（直近１２か月間に解約された固定電話番号の数）÷（１２か月）×（６か月）

４　変動率は、１．２５とする。

⑵　データ伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数））÷（使用率）

注１　使用番号数は、指定を受けたデータ伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、使用番号数の申請月から起算して２５か月間における増加数とする。ただし、十分な算出根拠が示されるものであること。

３　使用率は、０．８５とする。

⑶　音声伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数））÷（使用率）

注１　使用番号数は、指定を受けた音声伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、次の式により求める数とする。

（使用番号数の直近３か月間における増加数）÷（３か月）×（１３か月）

３　使用率は、０．８５とする。

４　音声伝送携帯電話番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が、現に指定を受けている音声伝送携帯電話番号のうち、７５％以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

⑷　その他電気通信番号

需要の見込み数は、電気通信番号の種別ごとに、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数））÷（使用率）

注１　使用番号数は、指定を受けた電気通信番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、次の式により求める数とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるよう、「３か月間」、「３か月」又は「１３か月」の各期間を短くすることができる。

（使用番号数の直近３か月間における増加数）÷（３か月）×（１３か月）

３　使用率は、１以下の値とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるように適切に設定しなければならない。